

オフトーク通信サービス契約約款の廃止

(平成27年2月27日西企営第141号)

実施 平成27年3月1日

オフトーク通信サービス契約約款(平成11年西企営第6号)は廃止します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成27年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この約款実施前に、旧約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、この約款実施の日において、なお従前のとおりとします。